

NEW YORK RENTACAR レンタカー貸渡約款

本約款は、有限会社プロスパー（以下「当社」といいます）が運営管理する「NEW YORK RENTACAR」において、当社所有の貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）を借受人（以下「借受人」といいます）に貸渡すことに関して、この貸渡条件等を定めるものです。借受人は、当社よりレンタカーを借受けるにあたり、本約款のすべての内容を十分に確認し、同意した上で、これを借受けるものとします。

第 1 章 総 則

第 1 条 （約款の適用）

1. 本約款は、当社と借受人との間において適用されます。借受人は、本約款の全てに同意の上、本約款に基づく申込をしたものとみなされます。借受人は、当社よりレンタカーを借受けるにあたり、本約款を遵守する義務を負います。
2. 当社から借受人に提供される本約款以外のガイドライン、説明書き、注意書き、その他借受人へ別途配布または提示される資料等があった場合、これらに記載の事項も本約款の一部を構成するものとします。
3. 当社は、運営上の都合その他の事由により、自らの裁量により本約款を変更することができるものとします。なお、この場合、事前に本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を借受人に電子メールで通知するか、または当社のウェブサイト上に掲示することにより通知するものとします。変更後の本約款の効力発生日以降に借受人によるレンタカーの借受けに関する申込があったときは、借受人は当該変更に同意したものとみなされます。
4. 本約款に定めない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。なお、当社は、本約款の趣旨、法令、行政通達および一般の慣習に反しない範囲で、前項に基づき本約款を変更し、または特約として新たに制定することがあります。当社により特約が新たに制定された場合、この特約が本約款に優先して適用されるものとします。

第 2 章 予 約

第 2 条 （予約申込）

1. 借受人は、レンタカーを借受けるに際し、本約款に同意の上、車種、借受開始日時、借受期間、運転者、当社より別途貸渡される付属品の要否、その他の当社より求められる借受条件（以下「借受条件」といいます）をあらかじめ明示して当社所定の方法により、その予約申込を行うことができます。なお、借受人は、この予約申込後に借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、借受人より前項の予約申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で、この予約に応じるものとします。
3. 借受人は、本条に基づく予約申込時に、当社に対して、所定の予約申込金を支払うものとします。
4. 当社は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合には、第 1 項の予約申込をお断りすることがあります。また、予約申込または借受開始後においても、レンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます）を解除し、あるいは貸渡を中止することがあります。当該中止等により生じた

借受人の不利益や損害について当社は一切責任を負いません。また、この場合に、当社は、借受人にその理由を開示する責任を負いません。

- (1) 本約款に違反し、または違反のおそれがあると当社が判断した場合
- (2) 過去に当社との契約に違反し、当該契約を解除されたことがある場合
- (3) 申込情報の全部または一部につき虚偽があった場合
- (4) 反社会的勢力等である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力あるいは関与する等反社会的勢力等との何らかの関与があると当社が判断した場合
- (5) その他、当社が借受人として適当でないと判断した場合、または運営上レンタカーの貸渡が困難と判断した場合

第 3 条 (予約の取消等)

1. 借受人は、前条の予約申込後に、当該予約の取消を希望するときは、当社に通知し、この予約取消の承諾を得るものとします。
2. 借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過しても貸渡契約が締結されなかった場合、当該予約は取消となります。この場合、借受人は、当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還します。
3. 当社の都合により、予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還します。
4. 前二項の定めにかかわらず、天災地変その他両当事者のいずれの責にも帰しえない事由により貸渡契約の締結がなされなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還します。

第 4 条 (代替レンタカー)

1. 当社は、借受人から予約のあった車種のレンタカーの貸渡しができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種を除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーと予約のあった借受条件のレンタカーのうち、いずれか貸渡料金の低い方の料金を当社に支払うものとします。
3. 借受人が第 1 項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶した場合は、予約は取消されるものとします。この場合において、貸渡しすることができない原因が当社の責に帰すべき事由によるときは、受領済の予約申込金を借受人に返還します。当社の責に帰することのできない事由によるときは、受領済の予約申込金は返還されません。
4. 両当事者は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについて、これらが相手方の責に帰すべき事由によるものであった場合を除き、相手方に対して何ら請求をしないものとします。

第 5 条 (予約業務の代行)

1. 借受人は、当社の認める範囲において、予約業務を取扱う事業者等（以下「代行業者」といいます）を使用して第 2 条の予約申込をすることができます。
2. 借受人が前項の代行業者を使用して予約申込を行った場合において、借受人が予約の変更または取消を希望するときは、その代行業者にてこれを行うものとします。

第 3 章 貸 渡

第 6 条 (貸渡契約の締結)

1. 両当事者は、貸渡料金その他の借受条件を相互に確認し合い、貸渡契約を締結するものとします。
2. 貸渡契約が締結されたときは、借受人は、当該条件に従い、当社に貸渡料金を支払うものとします。当社は、貸渡契約の締結にあたり、支払方法を指定することがあります。
3. 当社は、レンタカー事業に関する各関係法令に基づき、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（複数人指定する場合は、このすべての者を指し、以下「運転者」といいます）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。なお、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人および運転者に対し、運転免許証、並びに本人の身元が確認できる書類の提示を求め、および提出された書類の写しをとるものとします。また、この際、当社は、借受人または運転者に携帯番号等の告知を求めるものとします。
5. 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー（付属品を含み、以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されます。
6. 前項の引渡しは、借受条件に定める借受開始日時および貸渡場所にて行われます。なお、引渡し店店頭以外（陸送手配）の場合は、レンタカーが借受人の指定した場所に到着した時点を借受開始日時とします。
7. 当社は、レンタカーを引渡したときは、所定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとします。
8. 借受人または運転者は、レンタカーの使用時、前項により交付を受けた貸渡証を携帯するものとします。また、レンタカーを返還するときは、貸渡証を当社に返還するものとします。
9. 借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第 7 条 (契約締結の拒絶)

1. 当社は、借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結しないことがあります。
 - (1) 貸渡に必要な運転免許証の提示がないとき、その他手続に必要な当社の求めに応じないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。または麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (3) 幼児を同乗させるにあたり、チャイルドシートがないとき。
 - (4) 暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
 - (5) 免許取得後1年未満であるとき、高齢であるとき、その他当社がレンタカーを貸渡するのが困難と判断する相当の事由が認められるとき。
 - (6) 予約申込にて定めた運転者と実際の運転者とが異なるとき。
 - (7) 過去、当社との契約に違反（支払滞納を含む）した事実があるとき。
 - (8) その他当社が不相当と認めたとき。
2. 前項の場合、当社と借受人との間に予約が成立していたときは、借受人の都合による

予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は当社に予約取消手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとし、

第 8 条 (貸渡料金)

1. 貸渡料金は、両当事者間で別段の合意をした場合を除き、①基本料金②燃料費③その他の料金の合計金額をいいます。当社は、事前にこれらの各料金の額および内訳を所定の料金表にて借受人へ提示するものとし、なお、料金表に記載の額には、別途消費税等が加算されるものとし、
2. 当社が、予約申込時に両当事者間で合意した貸渡料金を改定したときは、予約時と貸渡時のいずれか低い方の貸渡料金が適用されます。

第 9 条 (点検・整備等)

1. 当社は、レンタカーを貸渡すにあたり、レンタカー事業に関する各関係法令に基づき、所定の点検と必要な整備（架装物の点検整備を含み、以下同じ）を実施します。
2. 借受人または運転者は、前項の点検整備が実施されていること、並びに所定の点検等に基づく車体外観や付属品、架装物その他引渡しを受けるレンタカーに関する一切の事項について、自らの責任において検査し、レンタカーに整備不良等がないことおよび借受条件を満たしていることを確認するものとし、
3. 当社は、前項の確認によって整備不良等が発見されたときは、遅滞なく必要な措置を講じるものとし、

第 4 章 使用

第 10 条 (借受人の責任)

1. 借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとし、
2. 借受人または運転者は、使用中のレンタカーについて、使用する都度、自らの責任において、その使用開始前に道路運送車両法に定める所定の日常点検整備（付属品、架装物その他引渡しを受けるレンタカーに関する一切の日常的な点検整備を含む）を実施し、必要な整備を実施しなければならないものとし、

第 11 条 (禁止行為)

借受人または運転者は、次の行為をしてはならないものとし、

- (1) 当社の事前承諾を得ることなくレンタカーを通常の用途以外の目的（自動車運送事業またはこれに類する目的を含むがこの限りではない）に使用すること。
- (2) レンタカーを貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーを改造もしくは改装する等その原状を変更すること（自動車登録番号標または車両番号標の偽造もしくは変造を含むがこの限りではない）。
- (5) 当社の事前承諾を得ることなく、レンタカーを他車の牽引等に使用すること。
- (6) 法令または公序良俗に違反する行為。
- (7) その他本約款、貸渡契約、借受条件等に違反する行為。

第 12 条 (違法駐車の場合の措置等)

1. 借受人または運転者は、レンタカーの使用中に、道路交通法に定める違反駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、自らの責任と負担で

違法駐車に係る反則金等および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付するものとします。

2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかに前項の措置を講じるよう指示することができるものとし、この場合、借受人または運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、警察によりレンタカーが移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収証書等により確認することができるものとします。この違反処理が確認できない場合には、この確認ができるまで、借受人または運転者に対して前項の指示を行います。また当社は借受人または運転者に対して、放置駐車違反をした事実および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます）に署名することを求めることができ、この場合、借受人または運転者はこれに従うものとします。
4. 本条に定める違反駐車があった場合において、当社が必要と認めた場合、当社は警察署に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人または運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行うことがあります。また、これらの提出とともに、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとします。
5. 本条に定める違反駐車があった場合において、当社が放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合もしくは借受人または運転者の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引渡等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人または運転者に対し、これらの費用を請求することができるものとします。この場合、借受人または運転者は、当社の指定する期日までにこれら一切の費用を支払うものとします。
6. 本条に定める違反駐車があった場合において、借受人または運転者が本条に定める当社の求めに応じないときは、当社は借受人または運転者に対して必要な法的措置をとることができるものとします。

第 5 章 返還等

第 13 条 （返還）

1. 借受人または運転者は、借受期間満了時まで所定の返還場所において、レンタカーを、当社立合いのもとに、当社に返還するものとします。また、引渡し場所が店頭以外（陸送手配）の場合、借受人が指定する場所にて陸送会社に引渡しした時点で借受完了とします。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人または運転者が前項に違反し、返還の遅延等が生じたときは、当社は、この遅延等により生じた一切の損害について、この賠償を請求できるものとします。
3. 借受人または運転者は、天災地変その他の不可抗力の事由により借受期間満了時までにレンタカーを返還することができないときは直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
4. 借受人または運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人または運転者または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後は、遺留品の保管について一切の責を負わないものとします。
5. 借受人は、未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその精算を完了しなければならないものとします。

第 14 条 （貸渡料金の精算）

借受人または運転者は、レンタカーの使用中に借受期間が変更され、貸渡料金の精算が必要なときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を返還時に精算し支払うものとしします。

第 15 条 (違反時の措置)

1. 借受期間が満了したにもかかわらず、借受人または運転者により所定の返還場所にレンタカーが返還されず、かつ、当社の返還請求に借受人または運転者が応じないとき、または借受人の所在が不明となる等の理由により返還不能な状態であると認められるときは、当社は、必要な法的措置をとることができるものとしします。
2. 前項の場合、当社は、借受人または運転者に対して、当該返還不能により当社が被った一切の費用（レンタカーの回収および借受人または運転者の探索に要した一切の費用を含みますがこれらに限られません）について、この賠償を請求することができるものとしします。

第 6 章 故障等

第 16 条 (故障・事故)

1. 借受人または運転者は、使用中にレンタカーの故障等の異常を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に報告し、当社の指示に従うものとしします。
2. 借受人または運転者は、使用中にレンタカーにおいて事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うものとしします。
3. 前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社の指定する工場で行うものとしします。また、この場合、事故に関して BAS が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出するものとしします。
4. 借受人または運転者は、第 2 項の事故に関して、当該事故の相手方との示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を得るものとしします。
5. 前三項に定めるものの他、借受人または運転者は、自らが生じさせた事故の処理、解決を自らの責任と負担で行うものとしします。

第 17 条 (盗難等)

借受人または運転者は、使用中にレンタカーの盗難その他被害が発生したときは、直ちに最寄の警察に通報し、その被害状況等を当社に報告するとともに、その後の対応について当社の指示に従うものとしします。

第 18 条 (故障等による使用不能)

1. 使用中において、故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとしします。この場合、借受人または運転者は、レンタカーの引取りおよび修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとしします。ただし、故障等が当社の責に帰すべき事由による場合、または両当事者のいずれの責にも帰しえない天災地変その他の不可抗力事由による場合であるときは、この限りではありません。
2. 前項ただし書きの場合の対応は次の通りとしします。
 - (1) 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができます。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 4 条に準じます。
 - (2) 前号の場合に、借受人が代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済

みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

- (3) 故障等が借受人、運転者および当社のいずれの責にも帰すことのできない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
3. 本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社はこれを補償等する義務を負わないものとします。

第 7 章 賠償等

第 19 条 (賠償)

1. 借受人または運転者がレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与えたときは、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、借受人または運転者は、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責めに帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については当社所定のノンオペレーションチャージによるものとします。

第 20 条 (保険および補償)

1. 借受人または運転者が、前条に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約および当社所定の補償制度により、これらの適用を受ける範囲において、次の限度内で保険金が支払われます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は支払われません。
 - (1) 対人補償 1 名につき無制限<自賠責保険の補償額含む> (免責額 10 万円)
 - (2) 対物補償 1 事故につき無制限 (免責額 15 万円)
 - (3) 人身傷害補償 1 名につき 3,000 万円まで (搭乗中のみ補償)当社のレンタカーは車両保険未加入となっております。保険金または補償金が支払われない車両の損害については、借受人または運転者の負担となります。
2. 警察および当社に届出のない事故、その他借受人または運転者が本約款に違反したときは、前項に定める保険金は支払われません。また、適用範囲外で保険金が支払われない損害および対象となる保険金額を超える損害については、借受人または運転者の負担とします。
3. 借受人または運転者の負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人または運転者は、直ちに当社に弁済するものとします。
4. 借受人は、貸渡契約締結時に、自らの責任で、本条に定める保険および補償の概要等について十分に確認するものとします。

第 8 章 契約解除等

第 21 条 (契約解除)

当社は、借受人または運転者が、本約款、貸渡契約、借受条件等に違反したときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第 22 条 (中途解約)

1. 借受人は、レンタカーの使用中でも、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。
中途解約手数料 = { (貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

第 9 章 個人情報

第 23 条 (個人情報)

当社は、本約款に基づき借受人または運転者より取得した個人情報次の目的の範囲で利用します。

- (1) 貸渡契約の締結、履行のため。
- (2) 本人確認および審査を行うため。
- (3) 当社のサービス、商品、イベントその他の企画、運営、管理、提供、配送およびご案内等のため。
- (4) 各種お知らせ、連絡等の配信・送付、問い合わせ内容の確認・回答に使用するため。
- (5) 個人を特定できない形式に加工した統計データその他資料等を作成するため。
- (6) 前各号に関する業務の履行およびこれらに関する連絡に使用するため。

第 24 条 (個人情報の登録および利用の同意)

1. 借受人または運転者は、当社が前条条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
2. 借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求ができるものとし、当社は、自らが保有する個人情報が万一不正確または誤りであることが判明した場合には速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 10 章 雑 則

第 25 条 (相 殺)

当社は、本約款に基づく借受人または運転者に対する金銭債務があるときは、借受人または運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 26 条 (遅延損害金)

借受人または運転者が本約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 27 条 (合意管轄裁判所)

本約款に関して紛争が生じた場合は、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則 2024 年 12 月 23 日最終改定

【約款別紙】

キャンセル料等

ご利用に際し、事故やキャンセルにて車両および備品に破損、または当社の営業に支障をきたした場合は、以下の費用を頂戴する場合がございますのでご注意ください。

【車両補償】

当社のレンタカーは車両保険未加入となります。保険金または補償金が支払われない車両の損害については、借受人または運転者の負担となります。

【ノンオペレーションチャージ (NOC)】

レンタカー利用時に自損事故を起こされた場合、事故の大小に関わらず以下のノンオペレーションチャージをご負担いただきます。

1. レンタカー故障・破損等

- 自走して返却予定場所に返却された場合（修理期間 2 週間以内）：50,000 円
- 自走して返却予定場所に返却された場合（修理期間 1 か月以内）：100,000 円
- 自走して返却予定場所に返却された場合（修理期間 1 か月以上）：200,000 円
- 自走できず、返却予定場所に返却されなかった場合：300,000 円

2. 付属品・架装物

- 使用不能の場合：代替品の購入金額の 100%
- 修理を要する場合：修理代金の 100%

3. 著しい汚損等

- 喫煙などの臭気が発覚した場合（全車両禁煙車）クリーニング代金：11,000 円
- 著しい汚損の場合はレンタカーの故障・破損等の場合に準じます。修理期間は清掃期間と読み替えるものとします。

【キャンセル料】

お客様のご都合により予約をキャンセルされる場合は、以下の通りキャンセル料を頂戴いたします。なお、18 時以降のご連絡は翌日のキャンセル扱いとさせていただきます。

- ご利用予定日 2 日前～1 日前のキャンセル：ご利用料金の 30%
- ご利用当日のキャンセル：ご利用料金の 50%
- 陸送ご利用でのご予約の場合、別途陸送会社よりキャンセルに伴う違約金等の支払いが生じる場合がございます。これらの支払いは、借受人または運転者の負担とします。

【ロードサービス】

下記のような万一のトラブルについては費用が発生いたします。

- ガス欠
 - インロック
 - 鍵の紛失
 - パンク修理
 - 脱輪
 - バッテリー上がり
 - レッカー移動
- ※ レンタカーが自走不可能となりレッカー移動された場合、借受人または運転者のご自宅等まで移動する交通宿泊費については借受人または運転者の負担となります。
- ※ 契約している保険のロードサービスがご利用が可能な場合がございます。トラブルの際は当社まで速やかにご連絡ください。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

【その他注意事項】

- 返却時ガソリン、また給湯器で使用する灯油は満タンにしてご返却ください。陸送でのご返却の場合は、引渡し前にガソリンを満タンにして、陸送会社にお引き渡しください。
- 車両利用の延長は5時間前から受付いたします。ただし、その後の予約状況では対応できかねる場合がございます。
- 事故や故障が発生した場合は、速やかに当社担当者までご連絡願います。事故の大小に関わらずご連絡いただけなかった場合は、保険適用がなされない場合がありますのでご注意ください。
- レンタカーは特殊車両のため、レンタル当日に破損・故障の修理が必要となり貸出不能となる場合がございますのでご了承願います。また、天災地変その他やむを得ない場合は貸し出しを取りやめさせていただく場合がございます。
- レンタカー利用時のその他の損害（入浴介助中のトラブル等）については、当社責任はないものとし、違約金等の責めを負わないものとします。

以上

附 則 2024年12月23日最終改定